

# 第6回 用瀬地域振興会議 日程

日 時 平成29年11月27日（月）  
午後3時～  
場 所 用瀬町総合支所 3階会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議題・報告事項

(1) 上水道事業に統合した旧簡易水道地域における  
改定上水道料金への統一について . . . . .資料1

(2) その他

4 各課事務連絡等

5 次回日程について

開催日 1月 日 ( ) 時～  
会 場

6 閉 会

## 上水道事業に統合した旧簡易水道地域における 改定上水道料金への統一について

本市では、平成 16 年の市町村合併以降、簡易水道地域の水道料金の統一を進めてきました。多数あった料金体系を段階的に調整し、市が管理していた簡易水道地域は平成 28 年 4 月、地元が管理していた簡易水道地域は平成 29 年 4 月に統一したところです。

そして、平成 29 年 4 月から簡易水道事業（簡易水道事業 67、飲料水供給施設 10）を上水道事業に統合しましたが、基本料金・従量料金は統合した上水道事業とは異なっています。

また、統合前の上水道地域の料金については、平成 30 年 4 月から平均 18.4%引き上げる鳥取市水道事業給水条例の改正案を平成 29 年 9 月議会に提案し、可決されました。

統合前の上水道地域と旧簡易水道地域で異なっている水道料金については、簡易水道料金を統一して間もない状況であることを踏まえ、統合から 3 年後の平成 32 年 4 月に上水道地域の料金に統一することとしています。

### 記

#### 1 水道料金の統一時期

平成 32 年 4 月以降に使用する水量（6 月計量・7 月請求）から、旧簡易水道地域の水道料金は改定後の上水道地域の料金に統一します。

#### 2 上水道地域・旧簡易水道地域の水道料金表（1 か月）

基本料金			従量料金		
口径	上水道地域・改定後	旧簡易水道地域	使用水量	上水道地域・改定後	旧簡易水道地域
13 mm	840 円	950 円	0 m <sup>3</sup> ～10 m <sup>3</sup>	1 m <sup>3</sup> につき 52 円	1 m <sup>3</sup> につき 72 円
20 mm	1,950 円		11 m <sup>3</sup> ～20 m <sup>3</sup>	104 円	
25 mm	3,160 円	1,480 円	21 m <sup>3</sup> ～30 m <sup>3</sup>	139 円	83 円
30 mm	9,400 円		31 m <sup>3</sup> ～40 m <sup>3</sup>		
40 mm	9,400 円	3,800 円	41 m <sup>3</sup> ～50 m <sup>3</sup>	166 円	99 円
50 mm	16,700 円	5,950 円	51 m <sup>3</sup> ～200 m <sup>3</sup>		
75 mm	43,900 円	13,390 円	201 m <sup>3</sup> ～	202 円	

水道料金は、基本料金と従量料金の合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額（1 円未満の端数は切り捨て）になります。

#### 上水道地域と旧簡易水道地域の水道料金比較（口径 13 mm・1 か月）

使用水量	上水道地域・改定後	旧簡易水道地域
10 m <sup>3</sup>	1,468 円（税抜き 1,360 円）	1,803 円（税抜き 1,670 円）
20 m <sup>3</sup>	2,592 円（税抜き 2,400 円）	2,581 円（税抜き 2,390 円）
30 m <sup>3</sup>	4,093 円（税抜き 3,790 円）	3,358 円（税抜き 3,110 円）

# 統合前の上水道地域の料金改定について

## 料金改定の内容

- ① 平均 18.4%の料金改定を行います。
- ② 水需要の増減による料金収入への影響を抑えるため、水道料金に占める基本料金の割合を増加します。
- ③ 平成 30 年 4 月以降に使用した水量(6 月計量、7 月請求分)から適用します。

### ● 水道料金改定までの経緯

- ・平成 28 年 4 月 15 日 水道事業審議会\*へ諮問 ～6 回にわたって審議～
- ・平成 29 年 7 月 19 日 水道事業審議会から答申
- ・平成 29 年 9 月 22 日 定例市議会で水道料金改定のための条例案可決

\* 水道事業審議会:水道事業の重要な事項について調査や審議を行う市長の諮問機関

### ● 水道料金表(1月につき)

( )内は現行料金

メーターの口径	基本料金	従量料金 使用水量				
		10m <sup>3</sup> までの分	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> までの分	20m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> までの分	40m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> までの分	200m <sup>3</sup> を超える分
		1m <sup>3</sup> につき 52円 (46円)	1m <sup>3</sup> につき 104円 (100円)	1m <sup>3</sup> につき 139円 (134円)	1m <sup>3</sup> につき 166円 (161円)	1m <sup>3</sup> につき 202円 (200円)
13mm	840円 ( 460円 )					
20mm	1,950円 ( 1,250円 )					
25mm	3,160円 ( 2,120円 )					
40mm	9,400円 ( 6,500円 )					
50mm	16,700円 ( 11,200円 )					
75mm	43,900円 ( 30,400円 )					
100mm	88,000円 ( 62,000円 )					
150mm	240,000円 ( 170,000円 )					
200mm	400,000円 ( 350,000円 )					

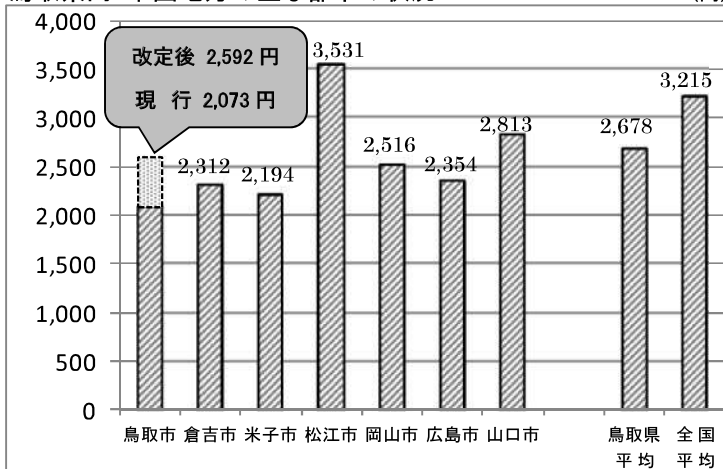
水道料金は、基本料金と従量料金の合計額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数は切捨て)となります。

【計算例】メーター口径13mmで1か月に20m<sup>3</sup>使用した場合の水道料金

$$\left\{ \text{基本料金 } 840\text{円} + \text{従量料金 } \{ (52\text{円} \times 10\text{m}^3) + (104\text{円} \times 10\text{m}^3) \} \right\} \times 1.08 = 2,592\text{円}$$

### ● 家事用[一般用]・メーター口径13mmで1か月に20m<sup>3</sup>使用した場合の料金比較(税込み)

鳥取県内・中国地方の主な都市の状況 (円)



全国県庁所在地の状況 (円)

1	福井市	1,764
(2)	鳥取市(現行)	2,073
2	大阪市	2,073
3	静岡市	2,210
4	大津市	2,246
⋮	⋮	⋮
20	鳥取市(改定後)	2,592
	(県庁所在地平均)	2,745
⋮	⋮	⋮
44	松江市	3,531
45	札幌市	3,585
46	福島市	3,650
47	長崎市	4,433

出典:「水道料金表」(平成28年4月1日現在) 公益社団法人日本水道協会

～統合前の簡易水道地域の水道料金は平成 32 年 4 月に統一します～